

11. 農地中間管理機構利用者手続き

農地中間管理機構を利用し農地を貸していた

手続き 貸出者の変更

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 利用権設定内容変更申請書(契約名義人死亡による名義人変更)	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452

農地中間管理機構を利用し農地を借りていた

手続き 農地賃貸借契約の解約

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地中間管理機構を介し農地を借りていた場合、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
[農地中間管理機構との賃貸借契約の解約] <input type="checkbox"/> 貸付者解約申出書(受け手) <input type="checkbox"/> 貸付者合意解約書	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452